

自己責任おしつけ安上がりに

地域包括ケアとは (1)

介護保険の見直しの柱に「地域包括ケアの実現」が掲げられています。今後の高齢化に向けてさまざまな施策を提言していますが、「自助」「互助」に重点をおく自己責任の考え方を土台にすえて、国にとって安上がりなケア体制をめざすものです。今号から地域包括ケアについて、連載します。

国が構想している2025年のイメージ (厚生労働省資料より)



地域包括ケアって？

「地域包括ケア」とは、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常の場(日常生活圏内)で適切に提供できるような地域ごとの体制―これが二〇一〇年三月に国が示した「定義」です。団塊の世代が後期高齢期を迎える二〇二五年に向けて「おおむね三〇分以内に駆けつけられる圏域」(中学校区相当)に①住まい、②

医療、③介護、④福祉(生活支援サービス)、⑤予防の五点を要素としたコミュニティづくりをめざすとしています。

■住まい・施設は

在宅サービスの拠点が併設された高齢者住宅の整備をはかります。施設は、「リハビリスタッフが重点的に配置された施設」と「ケアが組み合わされた集合住宅」の二つに再編されます。

■医療・介護は

特別養護老人ホームなどの「施設に居住しながら介護サービスをうける」という施設依存型から、「要介護

度が高くなっても、終末期になっても、最期の看取りまで、できる限り在宅で」という「在宅中心」をめざす方向です。訪問サービスは、「二四時間短時間巡回型サービス」を中心とします。オペレーションセンター

ほっと介護

102

を置いて、一日数回の定期巡回訪問をおこない、緊急通報による随時訪問にも対応。通い、訪問、通所や医療系サービスを組み合わせた「複合型事業所」を新設します。ケアプランは「自立支援型マネジメント」を徹底するとしています。地域包括支援センターは「地域ケア会議」などとおして多職種チームケアによる総合的な支援をおこなう、とされています。

■生活支援サービス、予防は

生活支援サービス(家事援助、予防、見守りなど)は、保険給付の対象から外す方向です。

介護度が軽い方に対し、通所・訪問でのリハビリテーションを中心とした介護保険サービスを提供する一方で、生活支援サービスは「地域ニーズに応じる」とされ、市町村の判断にゆだねられます。老々世帯に対する生活支援サービスは、自治会やNPO、住民の助け合いや企業をふくむ「多様な主体」が、専門資格を持たなくても提供できるとされ、国や自治体の責任を縮小・放棄する中身です。